

令和8年度鞍手町議会第4回臨時会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和8年5月19日 午前10時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和8年5月19日 午前11時01分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	出席 13人	5	野口美恵子	出		
	欠席 0人	6	新谷留晴	出		
	欠員 0人	7	的野信之	出		
		8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	4	宇田川亮		6	新谷留晴	

職務出席	議会事務局長	長浦良	出	議会事務局次長	寺本理恵	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	まちづくり課長	小長光弘平	出
	管財課長	小野泰三	出	税務保険課長	芝野英和	出
	住民環境課長	石田克	出	福祉人権課長	田鶴原竜二	出
	健康こども課長	沼野葉子	出	産業振興課長兼農業委員会事務局	大村俊夫	出
	都市整備課長	神谷徹	出	会計課長	坂田あゆみ	出
	上下水道課長	西生卓矢	出	教育課長	森永健一	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和8年 第4回 鞍手町議会臨時会 議事日程

5月19日 午前10時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第34号 鞍手町固定資産評価員の選任
- 日程第4 議案第35号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第36号 中学校施設整備事業 鞍手中学校体育館棟空調設備新設工事
(アリーナ) 請負契約の締結

令和8年5月19日 第4回臨時会を開会した。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

**○的野信之議長**

ただ今から、令和8年第4回 鞍手町議会 臨時会を開会します。  
これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、4番議員 宇田川 亮議員及び6番議員 新谷留晴議員を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。今期、臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。日程第3 議案第34号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長**

日程第3 議案第34号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第34号は、鞍手町固定資産評価員の選任議案であります。

本議案は、4月1日付けで、人事異動に伴い、新たに鞍手町固定資産評価員に選任するため、議会の同意を得るものです。なお、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3 議案第34号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

**○的野信之議長**

これから質疑を行います。議案第34号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第34号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第34号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第34号 鞍手町

固定資産評価員の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第34号は、同意することに決定しました。

次に、日程第4 議案第35号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第4 議案第35号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第35号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付で専決処分しました 専決第21号 鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。

本議案は、軽自動車等の取得時に課されていた軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、軽自動車等に係る種別割の名称を廃止し、呼称を簡素化するための規定整備を行うとともに、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点をそれぞれ30万円、180万円に引き上げるなどの措置等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和8年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。

以上が、日程第4 議案第35号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

#### ○的野信之議長

これから質疑を行います。議案第35号について、質疑ありませんか。宇田川議員。

#### ○4番(宇田川亮議員)

今回、専決処分ということで、この中身について、具体的にどういうものがあるのか、先ほどの町長の提案説明以外にも何かあるのか。また、この改正内容について具体的にもう少し分かりやすく説明いただけたらと思います。

#### ○的野信之議長

税務保険課長。

#### ○芝野英和税務保険課長

今回、条例改正されました主なものにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表等ご覧いただいてもお分かりになりますように、大多数が軽自動車税の名称変更と体系の簡素化にかかる改正でございます。これは軽自動車の取得時に課されておりました環境性能割、これが令和8年3月31日地方税法の改正によりまして廃止されたことに伴い、種別割との区分が不要となったことから、名称を軽自動車税と統一するものでございます。

次に、固定資産税における免税点の引き上げにかかる改正でございます。これは免税点を家屋は20万円から30万円へ、償却資産は150万円から180万円へ、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、この規定につきましては、令和9年度分の固定資産税から適用されることとなっております。

主なもののうち、最後になりますけれども、個人住民税におけます健康増進支援の継続のための改正でございますが、これはどういったことかと申しますと、一定の医薬品を購入した際の、いわゆるセルフメディケーション税制につきまして、従来の適用期限を改め、平成30年度以後の各年度においても適用できるよう改められております。

#### ○的野信之議長

他に質疑はありませんか。宇田川議員。

#### ○4番(宇田川亮議員)

軽自動車税については、結局、性能割が廃止になって、取得時、軽自動車を買うときにどうなるかということなのでしょうけれども、これは影響的には別に変わらないということなのですか。取得する方に

とっては、軽自動車によるかもしれませんけれども。

それから固定資産税の関係等について、対象者がどのくらいおられて、どういうふうな影響が考えられるのかというのを教えてください。

○的野信之議長

税務保険課長。

○芝野英和税務保険課長

軽自動車の取得時に課される環境性能割でございますので、性能の良い車に対して0から2パーセント程度の環境性能割という税が課されておりました。年度ごとに見てみますと、令和7年度についてはまだ確定しておりませんので、ちょっと人数のほうは申し訳ありません、今、手元に持ち合わせてないのですが、税額としまして、令和6年度が471万5,300円、それと令和5年度分につきましては425万4,100円といった軽自動車税の環境性能割が町の方へ入ってきておりました。

固定資産税でございますが、今回、家屋と償却資産の免税点が引き上げられるということでございまして、令和8年度課税分で数字を出してみたのですが、令和9年度に免税点以下になるであろうと見込まれる件数が102件、それと減少する税額が35万5,800円、償却資産につきましては免税点以下になる件数、これが26件で、減少する税額が60万900円というように試算をしております。

○的野信之議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただ今議題となっております議案第35号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第35号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第36号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長

日程第5 議案第36号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第36号は、中学校施設整備事業 鞍手中学校体育館棟空調設備新設工事（アリーナ）請負契約の締結であります。

本議案は、中学校施設整備事業 鞍手中学校体育館棟空調設備新設工事（アリーナ）請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として工事概要等を添付しておりますので、ご参照ください。

また、提案にあたりましては、去る4月24日に公募型指名5事業者による競争入札を実施し、4月30日付で仮契約を締結しておりますことを申し添えます。

以上が、日程第5 議案第36号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○的野信之議長

これから質疑を行います。議案第36号について、質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

一般的な家庭のエアコンについて、今27年問題とかいろいろ言われていまして、エコ機能の優れた

ものについてはものすごく高くなるというような状況も生まれているわけですが、今回の空調設備についてはどういうふうなものになっているのか。また、その機械自体が、中東情勢等で今不安定な状況もあると思うのですが、それは間違いなく工期に間に合うというようなことで理解しておいてよろしいのかお尋ねします。

○的野信之議長

管財課長。

○小野泰三管財課長

まず、空調機器の設備仕様についてですが、今回中学校に関しては、ガスを燃料としたガスヒートポンプタイプの空調機を使っております。

今後の見通しの件ですが、そちらについては、本工事に使用する資材等について、今のところ極端な納期の遅れはないと一応見通しを立てております。

なお、現在納期に時間を要するものについては空調機械が最長となるのですが、今、納期を6ヶ月から9ヶ月というところで見込んでおりますので特にその点については工期には影響がないものと考えております。

○的野信之議長

他に質疑はありませんか。石井議員。

○8番（石井大輔議員）

今の質問で、工期が6ヶ月から9ヶ月ということで、こちらの説明の中には足場の設置時期というのが11月から2月までとなっていますが、それよりも遅れることが実際にならないように、材料の確保というのはしっかりとできるという認識でよろしいのでしょうか。

○的野信之議長

管財課長。

○小野泰三管財課長

今のところは、落札された業者さんの方と、本議案を可決いただけましたら本契約となりますので、そちらについては、また受注者さんと協議をしまいいりまして、遅れのないようにしていこうというふうに思っております。

○的野信之議長

石井議員。

○8番（石井大輔議員）

それと今回いただいた図面を見ますと、アリーナ体育館の方の空調の方はイメージができるのですが、その他、柔道場、そして卓球場、あと廊下、この辺はどういうふうな空調設備をされる予定なのでしょうか。

○的野信之議長

管財課長。

○小野泰三管財課長

今回の工事に関しては、まずエアコンの設置箇所については、アリーナ部分の1階、それから2階は北側のギャラリーの方になりますけども、そちらの方のエアコンの設置、お話の出ました武道場、それから卓球場については、今のところ令和9年度の工事ということで予定しております。

○的野信之議長

石井議員。

○8番（石井大輔議員）

ということは、令和8年度にエアコンの空調の方がついて、体育館を使用するときに、やはり柔道場、そして卓球場の方も、エアコンの恩恵を受けたいという場合はドアを使う予定なのか、それとも完全にもうアリーナ部分だけを締め切って、アリーナだけのものとして考えるのか。

それと、先ほどのガスでエアコンの方を運用するということでしたが、このガス料金の年間、大体どれ

ぐらいの想定をしていて、それを使用するにあたっての設定温度っていうのを大体どれぐらいで設定しているのか、お尋ねしたいと思います。

**○的野信之議長**

教育課長。

**○森永健一課長**

ガス料金につきましては、今現在、試算の方は、実際使うようにならないと、どの時期からどの時期っていう形で試算の方ができておりませんので、今現在は分かりません。

まず最初に、アリーナに空調がついた後の、柔道場、剣道場の利用についてですが、一応ドアを開けて使用するという事は想定しておりません。

設定温度につきましては、実際に使用してみないと、なかなか想定の方はできませんが、快適に過ごすっていう形ではなく、熱中症予防ということを重点に置いて、温度の方を設定していきたいと思いますので、現在の時点で何度っていう形で設定の方は見込んでおりません。

**○的野信之議長**

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただ今議題となっています議案第36号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 10時19分 ——

~~~~~○~~~~~

—— 再開 10時58分 ——

休憩前に引き続き会議を再開します。日程第4 議案第35号及び日程第5 議案第36号の2件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第35号及び議案第36号までの2件について、本日、当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過について報告いたします。

最初に議案第35号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例です。

本委員会は、本日付託された上記の議案を慎重審査した結果、原案を承認すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次に、議案第36号、中学校施設整備事業 鞍手中学校体育館等空調設備新設工事（アリーナ）請負契約の締結です。

本委員会は、本日付託された上記の議案を慎重審査した結果、原案を可決すべきものと決定しました

ので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第35号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第36号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第35号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第35号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第36号 中学校施設整備事業 鞍手中学校体育館棟空調設備新設工事(アリーナ)請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第36号は、委員長報告のとおり、可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これをもって、令和8年 第4回臨時会を閉会します。

—— 閉会 11時01分 ——
~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的野信之

議員 宇田川亮

議員 新谷留晴